令和6年度第3回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年7月31日(水) 高松サンポート合同庁舎 7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 東、籠池、春日川、柴田、髙塚 労働者代表委員 立石、土田、中村、廣瀬、三屋 使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

- 議題(1)香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器 具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の 有無について(諮問)
 - (2) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について
 - (3) その他

○賃金室長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第3回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日はご多忙の中、また大変暑い中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、高塚委員が少し遅れると連絡がありましたが、高塚委員を除く委員全員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として1名の方が傍聴されております。 本日の資料のご確認をお願いいたします。

資料 No. 1 「香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書(写)」

資料 No. 2 「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

(答申)」

でございます。不足等はございませんか。

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

ではまず、議題1の「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金ほか特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問)」です。

資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○賃金室長

はい、座って説明させていただきます。

会次第の次のページに申出書を付けさせていただいております。 今回の申し出は、3業種とも公正競争ケースで、金額の改正でご ざいます。

今年度、香川県内の4つの特定最低賃金について申し出がありました。

その中で香川県冷凍調理食品製造業最低賃金につきましては、個別合意の合意者署名に取り組むなど、努力をされて来られましたが、最低賃金の適用を受ける労働者の合意が概ね3分の1以上という申出要件を満たしておりませんでした。よって、改正決定の必要性の有無の諮問には上がっておりませんことをご報告いたします。

それでは、3つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川 地方最低賃金審議会会長へ「改正決定の必要性の有無について」の 諮問文をお渡しします。

【労働局長から、諮問文を会長へ手交】

○労働局長

どうぞよろしくお願いします。

○柴田会長

では、事務局から、諮問文の写しを各委員に配付してください。

【各委員へ諮問文(写)を配付】

皆さんお手元に行き渡りましたでしょうか。 それでは、事務局で読み上げてください。

○賃金指導官

はい、各諮問文の別添の申出書は、配付資料と同じになりますの で省略しております。

それでは読み上げます。

香 労 発 基 0731 第 1 号 、 令 和 6 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長柴田潤子殿

香川労働局長栗尾保和

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和6年7月8日付をもって、申出者タダノ労働組合執行委員長中村亨から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

続きまして、

香労発基 0731 第 2 号、令和 6 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長柴田潤子殿

香川労働局長栗尾保和

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定の

必要性の有無について(諮問)

令和6年7月11日付をもって申出者川崎重工労働働組合坂出支部執行委員長中塚隆明、JAMマキタ労働組合執行委員長朝國智之から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

続いて3枚目になります。

香労発基 0731 第 3 号、令和 6 年 7 月 31 日

香川地方最低賃金審議会会長柴田潤子殿

香川労働局長栗尾保和

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和6年7月11日付をもって申出者全日本電気・電子・情報関連産業労働組合連合会東四国地方協議会香川地域協議会議長門裕介から最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

以上になります。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。ただいまの労働局長からの諮問 につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○立石委員

今回4部門ということで、1部門、冷凍食品が先ほど室長よりご

説明ありましたけれども、署名活動に本当に現場で取り組んでいただいた努力についても、室長よりお話がありましたけれども、また、今後ともですね、冷凍食品の取り組みといいましょうか、この申し出に関しては、これ以降も我々現場で取り組んでいきたいと思っておりますので、来年以降も積極的に3分の1要件目指して進んでいきたいと思っております。

残り3業種につきましても、今後諮問を受け、そしてなんとか特定最低賃金の賃上げに向けて頑張っていきたいと思っております。 以上でございます。

○柴田会長

はい、ありがとうございます。

特に諮問については、意見はないということでよろしいですね。

○立石委員

はい。

○柴田会長

その他、いかがでございましょうか。

はい、それではこの3つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問を受けることにいたします。

この審議につきましては、本年度第1回本審で確認いただきました「最低賃金の審議の進め方等について」の3の(1)によりまして、運営小委員会に付託することといたします。

運営小委員会は、本日、この後開催いたしますので、運営小委員 会の委員の方はよろしくお願いいたします。

以上のことについて、ご意見ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

では、続きまして、議題2の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について」に移ります。

事務局より説明をお願いいたします。

○賃金室長

まず、令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への藤村会長メッセージが届いておりますので、会長メッセージをご視聴ください。

【中央最低賃金審議会藤村会長ビデオメッセージ視聴】

○藤村会長メッセージ

皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることになりました。

これは令和5年4月6日にとりまとめられました目安制度のあり方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付け、その趣旨が地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで、考えられた方法でございます。

これを受けまして、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様に直接伝達されるように、私からこういう形でお話をすることになりました。

この取り組みといいますのは昨年に続きまして2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論にあたり、改めて目安をどのように

捉えて参考にしていただきたいのか。また、今年の公益委員見解の 趣旨について理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置付け考慮要素について、まずはお話を しておきたいと思います。

最低賃金は最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保証することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の三要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定をさるものになります。

引上げ額の検討に当たりまして、考慮する要素としては様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の三要素であります労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に関わる施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で 目安を示すということになっております。また、近年は政府の閣議 決定に配意した審議を諮問の際に求められております。

近年の配意の内容は中長期の金額目標と地域間格差の是正というところにございます。

次に、目安の位置付けについて申し上げたいと思います。

目安は令和5年全員協議会報告や令和6年度目安小委員会報告に記載をしておりますとおり、「目安は地方最低賃金審議会が審議を進めるにあたって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ということを改めて申し上げておきたいと思います。

したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ること、あるいは目安を下回ることも十分

にあり得るというふうに理解をしております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安および公益委員見解で述べている三要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。では次に、令和6年度目安のポイントについて話をしておきたいと思います。

今年の目安についても、三要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。三要素のうち何を重視するかというのは年によって異なります。

今年は昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、 最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持するという観点から、 生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮す べきという点については労使共通の認識でございました。

では三要素をそれぞれの評価のポイントについてお話をしてお きたいと思いますます。

まず、「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識があるんですが、今年度においてはそれに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては生活が苦しくなっている者もいらっしゃるというふうに考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。

頻繁に購入する品目っていうのは、年に 15 回以上購入頻度があるものというように総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視するということが適当であると考えました。

次に、三要素のうちの2番目「賃金」についてですね。これは企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず、昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。

具体的には、連合および経団連が公表しております賃上げ率は 33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表の①、②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成 14年以降、最大値であった昨年の 2.1%を上回る 2.3%という水準になっておりました。

最後に3つ目の要素ですね。「通常の事業の賃金支払い能力」です。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6から9%程度で推移しております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する。そういったことを見て、景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について、資料を充実させて確認をいたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということにも留意をしております。

こうした三要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者

物価の上昇が続いていることから最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。

具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて今年度は特に生活必需品を含む支出項目に限って見た場合の上昇率平均5.4%、これも勘案する必要があるというふうに考えたところです。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画等の閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で賃金改定状況調査結果第4表①、②、③における賃金上昇率は、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。

さらに、消費者物価の上昇率はCランクがやや高めに推移をしております。雇用情勢としては、B、Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

このようなことを考慮すればAランク 50 円・4.6%、Bランク 50

円・5.2%、Cランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しになりますけれども、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視をする必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」 としてまとめております。

また、これまで目安に関する小委員会で提示をした資料には地域 別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議 にあたって適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中にはなかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられるというふうに認識をしております。

こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地

域の生活を維持していくためのセーフティーネットとしての役割を果たしているというところもございます。従業員の処遇改善と同時に、企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に、発効日についてです。発効日については 10 月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知をしております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第 14 条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待をしております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に、引き続き注目をしていきたいと思っております。

以上です。どうぞ、今年度もよろしくお願いいたします。

○賃金室長

ご視聴ありがとうございました。

はい、それでは9ページの資料 No. 2 の答申文書をご覧ください。 7月 25 日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣あてに、 本年度の地域別最低賃金額改定の目安についての答申が出されま したので、ご説明いたします。

まず、答申内容ですが、記の下となります。順に読み上げます。

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に 関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関す る小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものと する。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資

の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチ ェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を 実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ 事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を 行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指 針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組について の実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、 自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。 指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展 開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築 宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協 同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の 調 査 や 組 合 へ の 制 度 周 知 に 取 り 組 む こ と を 要 望 す る 。 さ ら に 、 B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消 費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。以上となっております。

次に、目安額ですが、別紙1の1にあるとおり、目安に関する小

委員会において、7月 24 日に、今年度の引上げの目安額は、Aランク、Bランク、Cランク、全て50円という結果で取りまとめられました。

次に、公労使の見解ですが、公益委員見解につきましては、先ほど藤村会長のビデオメッセージの中で説明がございましたので、公益委員見解は重複致しますので、説明を省略させて頂きます。

引き続きまして、「労使の見解」に移ります。

35ページの別紙2の2「労働者側見解」についてです。

今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となった。一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であり、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたい。

産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断している。

最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしい ナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程 度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労 働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年 以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきである。

現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄えていない。昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、更に年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月~令和6年6月迄の期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しい。

地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小

企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となり、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきである。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当である。

有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における 労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用 するのは既に困難である現状は明白であり、最低賃金の引上げは妥 当である。

ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない。むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。

企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については 総じて問題ないと認識している。一方で、中小企業・小規模事業者 へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範 な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な 転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパ ートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進める ことや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一 層の制度拡充と利活用の推進を求めたい。

社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月 1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきである。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給 1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであり、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意が表明されました。

続きまして、37ページ3使用者側見解です。

成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、 全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上 げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なる。

目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきである。

今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考えは変わらない。

生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、業況判断DIで大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価DIは依然高い水準にある。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっている。

中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念がある。

最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負

担と感じる企業も増加している。

最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、 賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁でき ていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価 格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払 能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要である。 地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支える セーフティーネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発 展との両立を図る必要がある。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であり、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意が表明されました。

以上となります。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。では、ただ今の事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見ご質問等ございませんので、次に議題の (3)「その 他」に入ります。

事務局から何かございますでしょうか。

○賃金室長

この後、委員の皆様には、連絡事項がございますので、この場に 残っていただきますようお願いいたします。 以上です。

○柴田会長

はい。それでは、これをもちまして第3回香川地方最低賃金審議会を閉会といたします。

どうも、ありがとうございました。

——了——